

【参考資料】

議案第41号 朝霞市水道事業給水条例及び朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上下水道部上下水道総務課

1 改正趣旨

水道行政が厚生労働省から国土交通省と環境省に移管されることによる水道法及び水道法施行規則の一部改正に伴い、引用条項の改正を行うもの。

2 概要

(1) 朝霞市水道事業給水条例

第5条及び第33条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(2) 朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

3 施行予定年月日

令和6年4月1日から施行する。

担当

上下水道部上下水道総務課経営係

電話 462-3411